

## 明・景泰帝の諡號について (3)

滝野邦雄

### (2)

つづけて、英宗の復位・長子見深の皇太子復位についての問題を考えてみたい。

#### ①皇太子見済の没後

景泰帝は、自分の長子の見済を景泰三年五月二日に皇太子に立てたが、見済は景泰四年十一月十九日に亡くなる。その後、新しい皇太子は立てられなかった。こうしたなかで、章綸・鍾同・廖莊がもとの皇太子（英宗の子、後の憲宗成化帝）の復儲を提案して厳罰をうける。それとは逆に、もとの皇太子の復儲の望みを絶つようと提案した徐正も処罰される。また、新しく諸王の中から王子を選んで皇太子に立てるといふ噂もあった。

なお、英宗の子で一度は皇太子の地位を追われた見深（後の憲宗成化帝）は、皇太子の地位を追われた景泰三年から、皇太子に復活した天順元年にかけては、かぞえて七歳から十二歳であった。自分の立場を正確に理解していたかどうか微妙な年齢ではなかっただろうか。

ただ、後には憲宗成化帝は、自分が不安定な状態に置かれていたことをはっきり認識していたようである。それは、父の英宗が、はっきりとした否定的な「戾」という諡号を景泰帝に贈っているのと異なるものの、即位の後に憲宗成化帝は、一見すると、ほどよいものであるが、詳しくみると、かなり批判的な「景」という諡号を景泰帝に贈っていることから理解できる。

さて、景泰四年十一月十九日に新しい皇太子が亡くなってから、立太子についてどのような議論が行われたのかを陳建は『皇明歴朝資治通紀（皇明通紀）』（嘉靖三十四年（一五五五）陳建序）において、つぎのように述べる。

[景泰五年] 五月、禮部郎中の章綸及び監察御史の鍾同を獄に下す。時に立つる所の皇太子見済 疾に遘あいて殤殂す。鍾同 手疏あ（親からしたためた奏章）もて、[諸臣は]南宮（英宗）に朝す、[それと]沂王（後の憲宗成化帝）を復して皇太子と爲さんことを請う。未だ上つらざるに、以て都御史の劉廣衡に示す。[劉] 廣衡 之を止め、以て禮部尚書の胡濙に諷（ほのめか）す。[胡] 濙 縮おして敢あたえて對こたえずして曰く、死なを作さんとす、死なを作さんとす、と。[鍾] 同 聽たてまかず竟たてまに上つる。禮部に下し、多官を會して議せしむ<sup>1)</sup>。適たま章綸疏もて「修徳珥災」十四事を陳ぶ。其の一に「太上皇（英宗）天下に君臨すること十有四年、是れ天下の父なり。陛下（景泰帝）嘗て冊封を受く。是れ上皇（英宗）の臣なり。伏して望むに時節に群臣を率いて、南宮（英宗）に朝見し、以て同氣（兄弟）の情を敦く

し、以て尊崇の禮を隆くし、而して又た〔景泰三年に廢された景泰帝の皇后の〕汪后を中宮に復し、以て天下の母儀を正し、沂王（憲宗成化帝）を儲宮に復し、以て天下の大本を定めんことを。此の如くせば、則ち和氣 致す可く、天意 回す可く、災沴 消す可し」と謂う。疏 入るは、已に晡時ゆうがたなり。帝（景泰帝）覽畢りて、大いに怒る。日 已に暝なれば、宮門 閉じらる。〔しかし〕乃ち旨を傳えて門隙の中より出し、錦衣衛に命じて即刻に逮捕し獄に入れ拷訊（尋問）す。又た二日、並びに鍾同 逮治（逮捕）され、日々榜掠（拷問）を加う。流血 被體す。逼りて大臣並びに南宮の通謀を誣引（罪をでっちあげる）せしむ。伏せず、復た炮烙の刑を加えて窮治す。慘酷にして死に濱するも、卒に一語の他及無し。會たま天 大風雨、黃砂 四塞あり。乃ち密かに錦衣衛に救して其の獄を緩くし、囚禁終身せしむ<sup>2)</sup>。時に兵部觀政〔で〕進士の常熟の楊集 書を以て于謙に上つる。略に曰く、姦人の黃珮 易儲の説を進め、以て上意に迎え合はすは、本より死を脱するの計を爲すのみ。公等は國家の柱石なり。乃ち官僚の賞を戀して、後を善くする所以を思わざるか。二人の杖下に死するを脱するも、公 崇高を坐享（享受）す。清義を奈何せん、と。〔于〕謙 書を以て王文に示すに、〔王〕文 曰く、書生 朝廷の法度を知らず。然れども膽氣有り。當に一級を進めて之を處せん、と。遂に出して安州知州と爲す。我朝の進士の知州に選せらるるは、此れに始まる。時に給事中の呉江の徐正 密かに便殿に召見さるるを請う有り。左右を屏して言う、今日、臣民 上皇（英宗）の復位を望む者有り、廢太子沂王の位を嗣ぐを望む者有り。陛下（景泰帝）慮らざる可からざらず。宜しく沂王を封ず

- 1) 章綸の「贈大理寺丞前監察御史永豐鍾公墓誌銘」（民國二十四年永嘉黃氏印本『敬鄉樓叢書』（第四輯之三）所収『章恭毅公集』卷之十二・「贈大理寺丞前監察御史永豐鍾公墓誌銘」・三十三葉～三十四葉）には、つぎのようにいう。

景泰五年春、上天 戒を示し積雪し連陰（曇りが続く）す。朝廷 詔を下し言を求む。公（鍾同）手づから諫章（奏章）を成す。〔その〕大略は兩宮に朝見し、儲位を復還するを重しと爲すなり。初め稿を以て都察院副都御史の劉公廣衡（劉廣衡）に示す。〔劉廣衡は〕其の語意 諱に觸れるを見て、之に謂いて曰く、龍鱗に逆犯する者は、必ず死す、と。公（鍾同）乃ち稿を易う。意は諸司の臣寮の各々災を致すの由を言うに在り。復儲の一事は、實に禮部 之を啓かんと欲するなり。既に奏し、旨有りて廷臣に集議を命ず。敢えて言う者無し。公（鍾同）朝門を出で大聲もて〔章〕綸に語げて曰く、吾（鍾同）は必ず死を以て之を諍めん、と。時に〔章〕綸 備員儀制たり。正に建言せんと欲し、遂に復儲の事を發す。是の年の五月九日己未（他の資料と日時が少し異なる）、〔章綸が〕晡時ゆうがたに封章（封事）當宁（皇帝）に進む。〔景泰帝は〕見て則ち大いに怒る。覽畢るは、日 已に昏ければ、門 已に扃じらる。〔しかし〕乃ち旨を傳えて闕（門内）より出し、錦衣衛に命じて即時に逮捕し獄に入れしむ。翌日、榜ち掠訊（拷問）して跡無し。又た翌日、榜ちを加え、體 全膚無し。已むを得ず、辭 公（鍾同）に連なる。即ち逮繫（逮捕）され入獄し對す。既にして實に乃ち刑を加え覆訊（尋問）し、必ず南内に通づるを招（供述）せしめんと欲するも服さず。炮烙刑を用いるも又た服さず。乃ち慘酷を窮め、之を死地に致さんと欲す。天 乃ち大風黃砂あり。人 大いに恐れ、仍お禁錮し其の身を終えしめんと欲す。是の日の甲子より雨 八月に至り、既に生くるを得（民國二十四年永嘉黃氏印本『敬鄉樓叢書』（第四輯之三）所収『章恭毅公集』卷之十二・「贈大理寺丞前監察御史永豐鍾公墓誌銘」・三十三葉～三十四葉）。

る所の沂州に出し、南城に數尺を增高し、城邊の高樹を伐去すべし。宮門の鎖も亦た宜しく鐵を灌ぐべし、と。帝（景泰帝）怒り、黜けて雲南衛經歷と爲す。復た淫する所の者に眷（こころひか）れて、未だ行かず。乃ち鐵嶺衛に謫戍（犯罪によって革職され、邊外の發遣されて戍役にあたること）す。又た御史の滑縣の人某 亦た言う有りて「南城 樹多し、事 巨測（測り知れない）」と。遂に盡く之を伐る。時に盛夏なり。上皇（英宗）常に樹に依りて涼息す。樹 伐られ、其の故を得るに及び、懼ること甚だし。復位の後、御史を詔獄に下し、之を杖殺す。〔徐〕正 凌遲の刑を受く（『皇明歷朝資治通紀（皇明通紀）』卷之十六・景泰帝紀・「甲戌景泰五年五月」条）。

景泰五年五月に禮部郎中の章綸および監察御史の鍾同を獄に下した。そもそも、当時景泰帝が皇太子に立てた自分の息子の見濟は疾で亡くなってしまう。鍾同は、手ずから疏を書いて、諸臣は南宮（英宗）に拜謁すること、それと英宗の子の沂王（後の憲宗成化帝）を皇太子に復活させることを願い出ようとした。提出する前に都御史の劉廣衡に見せた。劉廣衡は、その疏の内容を禮部尚書の胡濙にほめかした。胡濙は、おじけづいて、答えようとはせず、「死を作さんとす（みずから命を縮めようとする）なり、死を作さんとするなり」という。鍾同は、こうしたことを聞き入れず疏を提出した。疏は禮部におろされ議論され、多くの臣を集めて議論させた。その時たまたま、章綸が「修徳弭災十四事」という疏を提出した。その一条に、「太上皇（英宗）は天下に君臨されること十四年でした。これは、天下の父といえます。陛下（景

- ✓ 2) 陳建が利用したのではないかと思われる陸容（先世までは「徐」姓、陸容の時に「陸」姓に復す。字は文量、号は式齊。江蘇崑山の人。正統元年〔一四三六〕～弘治七年〔一四九四〕。成化二年丙戌科（一四六六）二甲二十九名の進士）の『菽園雜記』には、つぎのようにいう。

景泰皇帝 正統十四年（一四四九）九月六日に即位す。今上（憲宗成化帝）は、時に已に儲位（太子の位）に在り。明年を景泰元年と爲す。上皇（英宗）北庭より還り、南宮に居る。又た明年、〔景泰帝は〕己の子（見濟）を冊して皇太子と爲す。今上（憲宗成化帝）を更めて封じて沂王と爲す。未だ幾ばくならずして太子（景泰帝の子の見濟）薨じ、災異 迭ごも見わる。今の南京吏侍の章公綸（章綸）は、時に儀制郎中爲り、應詔（詔をうける）して修徳弭災十四事を陳言す。内に「孝義を敦くす（敦孝義）」の一事ありて、尤も剴切（切実）と爲す。大意に「太上皇帝（英宗）天下に君臨すること十有四年なり。陛下（景泰帝）向に嘗て親から冊封を受けて臣子と爲る。〔したがって英宗は〕是れ天下の父なり。天位を以て陛下（景泰帝）に授けらるるに至るや、〔英宗を〕尊んで太上皇と爲す。是れ天下の至尊なり。毎月の朔望（月の一日と十五日に行う拜謁の儀式）及び歲時（季節）の節旦（元旦節日）、宜しく羣臣を率いて延安門に朝見し、以て尊崇の道を極むべし。儲位の久しく虚なる可からざるに至り、宜しく同氣（兄弟）の猶子（侄子）の義を推し、沂王の儲位を復正（正統なものに復活）するを詔すれば、則ち和氣充牣し、懽聲洋溢（充滿し、天心 自から回り、災異 自から弭まん）と謂う。疏 入り、上（景泰帝）大いに怒り、逮繫（逮捕）して詔獄（皇帝直々の案件）とし、擄掠（拷問）すること五日、體 完膚無し、之を死に置かんと欲す。天 忽ち大風雨沙あり。獄 遂に少しく緩み、死せざるを得。初め、御史の鍾同 嘗て禮部に諷して此の事を言い、因りて併せて之に逮ぶ。明年、南京大理少卿の廖公莊（廖莊）亦た公を繼ぎて言有り。詔庭に箠うつこと八十、幾んど死せんとす。且つ並びに公（章綸）び〔鍾〕同を箠うつ。〔鍾〕同 獄中に死す。天順元年（一四五七）、詔もて首に公を釋し、擢して禮部右侍郎と爲し、尋いで南京禮部に改められ、今の官に轉ず（『菽園雜記』卷四）。

泰帝)もかつて太上皇(英宗)の冊封をお受けになりました。ということは、陛下(景泰帝)は上皇(英宗)の臣ということになります。そこで伏して陛下(景泰帝)が季節ごとに群臣を率いて、南宮(英宗)に朝見され、兄弟の情を敦くし、尊崇の禮を隆くされることを願い出るとともに、[景泰三年に廃された景泰帝の皇后の]汪后を中宮に復活させて、天下の母儀を正統なものにもどし、沂王(憲宗成化帝)を皇太子に復活させて、天下の大本をお定めになることをもお願いいたします。そのようになされば、氣の順行に従うことになり、天意も変化させることになり、災害を止めることができるでしょう」といった。この疏が提出されたのは、すでに夕方になっていたが、景泰帝は読み終わり、激怒された。日は暮れて、門は閉じられていた。しかし、門の隙間から旨を出し、錦衣衛に命じて即座に逮捕して拷問して審問した。二日後には、鍾同が逮捕され、日々拷問をうけ、体中から流血した。そして共謀の大臣や南宮(英宗)に仕える者たちとの共謀についての罪をでっちあげようとした。しかし、屈服しなかったので、炮烙の刑を加えてさらに厳しく取り調べた。死に瀕したものの、共謀者については一言もなかった。たまたま、大風雨と黄砂があったので、密かに錦衣衛に命じて取り扱いを弛め、終身禁固とした。この時、兵部觀政の楊集(江蘇常熟出身の進士)は、于謙に手紙を送る。そのなかで、「姦人の黄珣が皇太子の廢立を願い出て、景泰帝の御意に迎合したのは、もとより自分が死を免れるための計略でありました。于謙先生たちは、国家の柱石でいらっしゃいます。官僚の賞与に恋々として、将来のためのよい計画をお思いにならないのですか。二人(章綸・鍾同)がようやく杖死を免れたものの、于謙先生は気高い地位をただただ享受されております。これでは、清義をどうすればよいのでしょうか」と述べた。于謙は、手紙を王文に示した。王文は、「書生は朝廷の決まりごとを知らない。しかし胆力はある。官位を一段階進めて処置しよう」という。ついに、安州知州とした。本朝で進士が知州となるのは、ここに始まる。この時、給事途中で江蘇呉江出身の徐正は、ひそかに便殿(皇帝の休息所)に謁見を願い出た。左右をとぎして「いま、臣・民の間には、上皇(英宗)の復位と、皇太子の位を廢止された沂王の皇太子への復活を望むものがおります。陛下(景泰帝)はお考えなさらないといけません。沂王を任地に赴かせ、上皇(英宗)のいる南城の壁をさらに高くし、南城の樹木を伐採すべきです。また、南城の門のカギには鉄を注いでおくべきです」という。景泰帝は怒り、左遷して雲南衛經歷とした。しかし、徐正は、寵愛するものに心惹かれ、任地に赴かなかった。そこで、鐵嶺衛に謫戍されることになった。また、御史で滑縣の某が、「南城は樹木が多く、事をはかることができません」といいだす。とうとう、南城の樹木はすべて伐採された。時に盛夏のことであり、上皇(英宗)はいつも樹木のしたで涼をとっておられた。樹木の伐採された理由をお聞きになり、たいそうおそれられた。復辟されてから、御史(滑縣の某)を詔獄に下して、杖殺させた。また、徐正は凌遲の刑に処せられた、という。

さらに、陳建は、つぎのようにいう。

[景泰六年]八月、南京大理少卿の廖莊及び前の郎中の章綸・御史の鍾同を午門に杖し、[廖]

莊を陝西定羌驛丞に謫す。[鍾]同 杖下に死す。是れより先,[廖]莊 嘗て上疏して帝(景泰帝)に上皇(英宗)に朝せんことを勧め、沂王に加恩せんことに及び、旨に忤く。是に至り,[廖]莊 母の喪を以て京關に赴き、勘合(出張証明書)を給されて陞見するに,[景泰帝は]錦衣衛に命じて午門の前に拏在。着して實杖八十せしめ、邊遠の驛丞に謫す。並びに章綸・鍾同を拏えて各々杖一百す。[鍾]同 杖下に死し,[章]綸は死せず、乃ち詔獄に禁固す(『皇明歴朝資治通紀(皇明通紀)』卷之十六・景皇帝紀・「乙亥景泰六年八月」条)。

景泰六年八月、南京大理少卿の廖莊および前の郎中の章綸・御史の鍾同を午門において杖刑に処し、廖莊を陝西定羌驛丞に謫(左遷)した。鍾同は杖刑のため亡くなった。そもそも、その前に、廖莊は、上疏して景泰帝に上皇(英宗)に朝するように勧めたうえ、沂王に加恩することにまで及んだ。そのため、旨(帝の指示・命令)に忤くことになった。そして景泰六年八月に至り、廖莊は母の喪事のこと北京に赴き、勘合(出張証明書)を給されて陞見するに,[景泰帝は]錦衣衛に命じて午門の前に連行させ、杖叩き八十を加えさせ、邊遠の驛丞に謫(左遷)した。あわせて章綸・鍾同を連行しそれぞれ杖叩き百を命じた。鍾同は、杖叩きで亡くなり、章綸は死なず、詔獄に禁固されたのである。

『皇明歴朝資治通紀(皇明通紀)』によると、皇太子問題について、つぎのような議論がなされていったようだ。

- ①景泰帝の子の皇太子が、亡くなる。→景泰四年十一月辛未(十九日)
- ②鍾同・章綸が、もとの英宗の子で皇太子の地位を変更された沂王(後の憲宗成化帝)をふたたび皇太子に復活してもらいたいとの提案が行なう。景泰帝は、その提案に対して怒りを露わにし、鍾同・章綸の二人を錦衣衛の獄に繋ぎ、拷問を加えた。→景泰五年五月甲子(十四日)
- ③鍾同・章綸の二人の行為に対して楊集が擁護すべきだとの手紙を、景泰朝の実力者であった于謙に送る。于謙は、やはり景泰朝の実力者であった王文に相談したところ、王文によって一階級進められた。
- ④二ヶ月後、南京大理少卿の廖莊が、章綸の提案に続いたが、廖莊には特段のお咎めはなかった。→景泰五年七月一日
- ⑤上皇(英宗)ともとの皇太子の復儲を願うものがあるので、上皇(英宗)に対する軟禁の待遇を強化し、皇太子を赴任させることで都から追放すべきだと、ひそかに景泰帝に徐正が告げたところ、景泰は怒り、徐正を左遷、ついで謫戍とした。→景泰六年秋七月辛巳(八日)しかし、御史で滑縣の某が、上皇(英宗)の幽閉先の南城の樹木の伐採を願い出たときには、あっさり認められ、上皇(英宗)を恐れさせた。
- ⑥明年、南京大理少卿の廖莊が、景泰帝に拜謁したところ、前年の上疏を思い出した景泰帝は、廖莊を獄に下した。そして、以前から獄に繋がれていた鍾同・章綸とともに鞭うたれ

る。こうして、鍾同は亡くなる。廖莊は陝西定羌驛丞に謫（左遷）される。→景泰六年八月庚申（十七日）

⑦英宗が復辟すると最初に釈放して榮転させた。→天順元年（景泰八年は正月十六日まで）

では、時間軸に沿って、これらのことをくわしく検討してみたい。

まず、景泰五年五月壬戌（十二日）に、鍾同（字は世京、号は待時、諡は恭愍。江西永豊の人。景泰二年辛未科（一四五―）三甲一百一名の進士）が上章し<sup>3)</sup>、そのなかで皇太子問題についても言及する。程楷（江西樂平の人。成化二十三年丁未科（一四八七）二甲一名の進士）の「貴州道監察御史贈大理寺左寺丞謚恭愍鍾公同傳」によると、つぎのようにいう。

……[也先の密偵が逮捕されたことに関して、景泰五年五月四日に、鍾同は、以下のよう  
な上疏をおこなった。それは、]「父 天下を有てば、固より當に之を子に傳うべし。然れ  
ども太子 薨逝すれば、則ち天命の茲に在るを知る。皇儲（皇太子）未だ建てず、國本  
依る無し。虜の警・天の變ありて、中外 洶洶（騒がしい）たり。誠に慮らざる可から  
ざるなり。太上皇（英宗）曩に皇上（景泰帝）に侍し、友愛 甚だ周ねし。上皇の子なり、  
「兄弟の子は猶子なり」（『禮記』檀弓上）。天資 厚重なり、亦た過舉（誤った行為）無し。  
誠に宗廟社稷の託と爲す可し。伏して望むに天地の量を擴くし、友于（『論語』爲政・『書  
經』君陳に「惟孝友于兄弟」：兄弟友愛）の仁に敦くし、擇日（吉日を選び）して禮を行  
ないて、其の儲位を復し、仍お蹇諤（忠に厚く正直）の儒臣を選び、日々講讀に侍せんこ  
とを。庶わくは緝熙（『詩經』大雅・文王／『詩經』周頌・敬之：輝かしい）なる聖學、用っ  
て祖宗の無疆の休（無窮の幸福）を延べんことを。天下 幸なること甚だし。臣[鍾]同  
昧死して敢えて言わん」と言う。帝（景泰帝）懼ばず。然れども天變を重んじ、仍お  
優詔（褒美嘉獎の詔書）もて褒答す。言う所の事理 深く憂國愛民の心有り。然れども事  
易くし難き有れば、多くの官の議説（論議）に従う。後、數日して禮部郎中の章綸 繼

3) この時に提出された疏は『大明英宗法天立道仁明誠敬昭文憲武至德廣孝睿皇帝實錄』（卷之二百四十一・廢帝郕王附錄第五十九・「景泰五年五月壬戌」条）に詳しく載せられている。しかし、黄雲眉がすでに『明史考證』で言及するように、復儲についての箇所は削られている。

按ずるに景泰五年の『實錄』（『大明英宗法天立道仁明誠敬昭文憲武至德廣孝睿皇帝實錄』卷之二百四十一・廢帝郕王附錄第五十九・「景泰五年五月壬戌」条）同じく此の疏を載せ較や詳しく、參閱す可し。然れども復儲の事に及ばず、蓋し史臣の刪る所ならん。疏は是の月の壬戌（十二日）に載せ、而して甲子（十四日）に即ち「禮部儀制司郎中章綸・監察御史鍾同 錦衣衛の獄に下す。先ず是れ[鍾]同 東宮を復せんことを奏請（上奏して請求する）し、是に至りて[章]綸も亦た東宮を復するを以て言を爲す。奏 入り、錦衣衛に詔して之を擒え鞠す（『大明英宗法天立道仁明誠敬昭文憲武至德廣孝睿皇帝實錄』卷之二百四十一・廢帝郕王附錄第五十九・「景泰五年五月甲子（十四日）」条）を觀て、證す可し（中華書局一九八五年刊『明史考證』第五冊・一三三四頁・明史卷一百六十二（列傳第五十）考證・鍾同・「五年五月，同因上疏論時政，遂及復儲事，其略曰云云」条）。

ぎて復儲を以て言う。旨有りて蔓辭（冗漫なことば）の連及（連続）するを鞫訊（審問）し、並びに錦衣の獄に下す。牢固（嚴密）に監候（監禁して審問する）し、窘辱（迫害）すること萬狀（深刻）なり。踰えて明年八月、南京大理少卿の廖莊も亦た先ず議して儲事に及ぶ。是に至り考績を以て來る。上（景泰帝）其の言に憤り、因りて杖を被る。左右曰く、「皆な鍾同の倡論（提案）ありて、至りとする者再三なり。[鍾]同が是れ罪首（首謀者）なるのみ」と。遽かに封（=大）大杖もて狴（牢獄）に入り、杖して百に至り腐腫す。逾えて六日にして獄中に死す。時に八月二十六日、年三十二なり……（『國朝獻徵錄』卷六十五所引の程楷の「貴州道監察御史贈大理寺左寺丞諡恭愍鍾公同傳」）。

①この疏はオイラートの也先の密偵が逮捕されたことを指すと考えられる。

也先の密偵が逮捕されたことに関して、鍾同は、景泰五年五月四日に以下のような上疏をおこなった。それは、「父親が天下を有<sup>たも</sup>てば、当然それを子供に伝えるべきです。しかし、太子が亡くなったことは、天命がそのようであったことを認めるべきです。皇太子をまだお建てにならないので、皇位の継承の頼るところがありません。虜の警告や天変があり、中外ともに騒ぎ立てやすらかではありません。ほんとうにお考えいただかなければいけません。太上皇（英宗）は、以前皇上（景泰帝）に侍して、友愛でいらっしゃいました。上皇（英宗）のお子とは、「兄弟の子は猶子なり（兄弟の子は、我が子と同様にする）」（『禮記』檀弓上）でございます。また天賦の才に富み、さらに曲がったこともなさっておりません。まことに宗廟社稷のお告げとでもいうものです。伏して天地の分量（皇帝陛下のお心）を広くされて、友于（『論語』爲政・『書經』君陳に「惟孝友于兄弟」：兄弟友愛）の仁を敦くし、吉日をえらんで儀禮を行ない、皇太子を復歸させ、直言の儒臣を選んで、日々講義させるよう、お願い申し上げます。そして、緝熙（輝かしい）なる聖学で、祖宗（先祖）の窮まりない幸福をお招きになることをお願い申し上げます。そうすれば、天下の幸となります。臣[鍾]同は畏敬をこめて敢えて申し上げます」というものであった。景泰帝は、お喜びにならなかった。しかし、天災が起きていることを重視し、おほめの言葉の詔でお答えになられた。鍾同が言う所は、憂國愛民の心があった。しかし、オイラートとの状況は容易ではなかったので、多数の臣下の議論にしたがった。後に、数日して禮部郎中の章綸が続いて皇太子の復歸を提案した。旨がくだされ、冗漫なことばの連続しているのを取り調べさせ、錦衣衛に入獄させた。きびしく禁錮し、ひどく迫害が加えられた。明年八月に南京大理少卿の廖莊も上疏して皇太子の復歸のことに言及した。この時、廖莊は、勤務評定のために都にやってきた。景泰帝は、廖莊の提案にたいして憤り、杖刑を加えた。景泰帝の側近は、「すべて鍾同の提案があって、賛同する者が多くでてまいりました。鍾同がその首謀者です」という。そこですぐに大杖を持たせて獄に行かせ、杖打つこと百になり、見る影もなくなった。六日後に獄中で亡くなった。時に八月二十六日、鍾同は三十二歳であった、という。

程楷のこの「貴州道監察御史贈大理寺左寺丞諡恭愍鍾公同傳」では、「優詔もて褒答す（褒めたたえた詔書で回答した）」とするのみであるが、「實錄」によると、この鍾同の上章につい

て、景泰帝は、

帝（景泰帝）曰く、「古より君臣は皆な協和輔弼を以て治道を成す。朕（景泰帝）<sup>まさ</sup>方に卿等を倚任（信任）し、治化を燮理（協和して治める）す。其れ一人の言を以て、遽かに解職（職務を解く）せんと欲す可けんや」と。允<sup>ゆる</sup>さず（『大明英宗法天立道仁明誠敬昭文憲武至德廣孝睿皇帝實錄』卷之二百四十一・廢帝郕戾王附錄第五十九・「景泰五年五月壬戌」）。

と回答したとする。

「實錄」によると、鍾同の提案の要点は、

臣等を黜退（貶黜）するを賜いて、別に賢良を選任せんことを乞う（『大明英宗法天立道仁明誠敬昭文憲武至德廣孝睿皇帝實錄』卷之二百四十一・廢帝郕戾王附錄第五十九・「景泰五年五月壬戌」）。

とあることから、このような回答になったと思われる。

また、「實錄」では、皇太子問題に関する箇所は削られているようなので、この景泰帝の回答でも、削除されたのかもしれないが、皇太子問題については、まったく言及されていない。

章綸の「贈大理寺丞前監察御史永豐鍾公墓誌銘」（民國二十四年永嘉黃氏印本『敬鄉樓叢書』（第四輯之三）所収『章恭毅公集』卷之十二・「贈大理寺丞前監察御史永豐鍾公墓誌銘」・三十三葉～三十四葉）には、

……〔鍾同の疏文の〕意は諸司の臣寮の各々災を致すの由を言うに在り。復儲の一事は、實に禮部之を啓かんと欲するなり……（民國二十四年永嘉黃氏印本『敬鄉樓叢書』（第四輯之三）所収『章恭毅公集』卷之十二・「贈大理寺丞前監察御史永豐鍾公墓誌銘」・三十三葉～三十四葉）。

とある。

さらに『國權』では、

初め、懷獻太子薨じ、鍾同 禮部に諷（婉曲に）して沂王を復立せんことを請う。禮部尚書の胡濙の輩 敢えて言う莫し。〔鍾〕同 疏もて沂王の事を論ず。上（景泰帝）未だ即ち罪せず（『國權』卷三十・「代宗景泰五年五月甲子（十四日）」条・一九七六頁）。

とあり、皇太子についての提案は問題とされなかった、と談遷は理解している。

ではどうして数日後に鍾同は下獄することになったのか。章綸の「贈大理寺丞前監察御史永豐鍾公墓誌銘」には、章綸が拷問されて鍾同のことに言及したからだという。

……時に〔章〕綸 備員儀制たり。正に建言せんと欲し、遂に復儲の事を發す。〔景泰五年〕五月九日己未（他の資料と日時が少し異なる）、〔章綸が〕晡時（ゆうがた）に封章（封事）當宁（皇帝）に進む。〔景泰帝は〕見て則ち大いに怒る。覽畢るは、日 己に昏<sup>くら</sup>ければ、門 己に扃<sup>と</sup>じらる。〔しかし〕乃ち旨を傳えて闈（門内）より出し、錦衣衛に命じて即時に逮捕し獄に入れしむ。翌日、榜<sup>むちう</sup>ち掠訊（拷問）して跡無し。又た翌日、榜<sup>むちう</sup>ちを加え、體



全膚無し。已むを得ず、辭 公(鍾同)に連なる。即ち逮繫(逮捕)され入獄し對す。既にして實に乃ち刑を加え覆訊(尋問)し、必ず南内に通づるを招(供述)せしめんと欲するも服さず……(民國二十四年永嘉黃氏印本『敬鄉樓叢書』(第四輯之三)所収『章恭毅公集』卷之十二・「贈大理寺丞前監察御史永豐鍾公墓誌銘」・三十三葉～三十四葉)。

鍾同が復儲を提案したとき、章綸は備員儀制の職にあって建白しようとし、とうとう復儲の事を提議した。景泰五年五月九日(他の資料と日時が少し異なる)、章綸が封章(封事)を景泰帝に提出した。景泰帝は見ておおいに怒った。しかし読み終わったの時は、すでに日は暮れて、門は閉じられていた。しかし、旨を門内から出し、錦衣衛に命じて即座に逮捕して入獄させた。翌日、むち打ち拷問して跡形もなくした。さらに翌日、むち打ちを加えて完膚ない状態になった。やむをえず、鍾同のことに触れてしまった。そのため鍾同は逮捕され、章綸と対決させられた。そうして尋問され、英宗に内通していると自供させようとしたが服さなかった、という。

時間の経過や、章綸の封章(封事)に対して景泰帝が激怒したことからすると、章綸が鍾同を巻き込んだとするのが妥当かもしれない。ただ、つぎに検討する「實録」では鍾同と章綸とは同時に入獄したように述べられている。また、章綸の自白に起因すると述べた、他の資料は、いまのところ見当たらない。復辟した英宗からたたえられた章綸のために言及するのを避けたとも考えられる。

さて、鍾同の提案の二日後の十四日に、章綸が、皇太子問題について奏請すると<sup>4)</sup>、章綸は、鍾同とともに錦衣衛の獄に下され尋問される。

[景泰五年五月] 甲子(十四日)、禮部儀制司郎中章綸・監察御史鍾同 錦衣衛獄に下す。先ず是れ [鍾] 同 東宮を復せんことを奏請(上奏して請求する)し、是に至りて [章] 綸も亦た東宮を復するを以て言を為す。奏 入り、錦衣衛に詔して之を擒え鞠す(『大明英宗法天立道仁明誠敬昭文憲武至德廣孝睿皇帝實録』卷之二百四十一・廢帝郕戾王附録第五十九・「景泰五年五月甲子(十四日)」条)。

『國權』は、『章恭毅公集』や墓誌銘などを用いて、つぎのように述べる。

[景泰五年五月] 甲子(十四日)、禮部儀制郎中の章綸・監察御史の鍾同 錦衣の獄に下す。初め、懷獻太子 薨じ、鍾同 禮部に諷(婉曲に)して沂王を復立せんことを請う。禮部尙書の胡濙の輩 敢えて言う莫し。[鍾] 同 疏もて沂王の事を論ず。上(景泰帝) 未だ即ち罪せず。會たま章綸 「修德弭災」もて十四事の「天戒を畏る」・「變理に任ず」・「聖躬を養う」・「幸御を節す」・「儉約に務む」・「論政に勤む」・「孝義を敦くす」・「賞賚を慎む」・「名節を重んず」・「巡撫を革む」・「重臣を擇ぶ」・「異端を辨ず」・「貢獻を卻く」・「冗官を汰す」を言う。其の「天戒を畏る」<sup>①</sup>[の条のなかで] 曰く、昔、伊尹 太甲に告げて曰く「愛を立つるは惟れ親、敬を立つるは惟れ長。邦家に始まり、四海に終う」(『書經』伊訓)と。孟軻 曰く「堯・舜の道 孝弟なるのみ」(『孟子』告子下)と。誠に孝弟を以てする者は、百孝の本・萬善の源にして、天子 徳教(道德教化)の百姓に加え、四海に刑る所<sup>のつと</sup>

以なる者なればなり。太上皇 天下に君臨すること十有四年なり、是れ天下の父なり。陛下（景泰帝）と合本共根なり、是れ同氣の兄なり。陛下（景泰帝） 身は册封を受く、是れ上皇の臣子なり。上皇 虜庭より遠書（遠方よりの書簡を送る）して位を傳う、是れ天下を以て授くるなり。陛下（景泰帝） 遙かに尊んで太上皇帝と爲す、是れ天下の至尊なり。幸いにして奉引（引導）して宮に還る、是れ陛下（景泰帝）と天下との至願・至望なり。汪皇后 位を中宮に正し、孝敬勤儉は中外に聞ゆ。陛下（景泰帝） 世子の母の杭氏を册して皇后と爲す。固より「母は子を以て貴としと爲す」（『公羊傳』隱公元年）と謂う。〔しかし〕世子の薨ざるを意わず。臣（章綸） 竊かに北極五星を觀るに、明大なれば則ち吉なり、是れ中宮を復するの象なり。天意 陛下（景泰帝）の關雎（皇后の美德）の終わりを厚くし、夫婦の倫を正さんことを欲するなり。望むらくは退朝の暇に、上聖（前皇帝）

- 4) 民國二十四年永嘉黃氏印本『敬鄉樓叢書』（第四輯之三）所収『章恭毅公集』の「修德弭災疏」によると、この提案はつぎのようなものであった。

〔敦孝義〕の条 臣（章綸） 聞くならく、伊尹 太甲に告げて「愛を立つるは惟れ親、敬を立つるは惟れ長。家邦に始まり、四海に終う」（『書經』伊訓）と曰う有り。孟軻氏は「堯・舜の道 孝弟なるのみ」（『孟子』告子下）と曰う有り。誠に孝弟を以てする者は、百孝の本・萬善の長なればなり。天子の徳教（道德教化）を百姓に加え、四海に刑る所以の者は、一の孝弟を越えざるのみ。本朝 孝を以て天下を治む。而して友弟の義なる者は、皆な孝の推す所なり。恭しく惟うに上聖（前皇帝：宣宗宣德帝）の皇太后・皇太后の兩宮は天子の母爲りて、尊の至りなり。皇上（景泰帝） 天下を以て養うは、養の至りなり。故に孝子の至は、尊親より大なるは莫し。尊親の至は、天下を以て養うより大なるは莫し。天下を以て之を養う者は、躬親に之を養うに在り。躬親に之を養うは、之を至れりと謂うに庶幾なり。伏して望むに皇上（景泰帝） 退朝の暇に必ず兩宮に朝し、上聖（前皇帝：宣宗宣德帝）の皇太后・皇太后を尊奉（奉侍）し、而して問安（問好）・視膳（『禮記』文王世子にもとづく）の禮を修めんことを。是れ即ち古の帝王の孝なり。臣（章綸） 又た恭しく惟うに太上皇（英宗） 天下に君臨すること十有四年なり、是れ天下の父なり。陛下（景泰帝）と同氣異胞なり、是れ至親の兄と爲すなり。皇上（景泰帝） 向に曾て親から上皇（英宗）の册封を受く、是れ上皇（英宗）の臣子と爲るなり。上皇（英宗） 戎虜を親征し、虜庭に留められ、嘗て詔旨有りて位を陛下（景泰帝）に傳う、是れ天下を以て陛下（景泰帝）に授くるなり。陛下（景泰帝） 之を尊んで太上皇帝と爲す、是れ天下の至尊と爲すなり。幸いにして奉迎して宮に還る、是れ陛下（景泰帝）の至願・天下の至望なり。蓋し上皇（英宗）は陛下（景泰帝）の同氣の親兄なり。陛下（景泰帝）は上皇（英宗）の同氣の親弟なり。形 二と爲すと雖も、其の實は一人なり。況んや上皇（英宗）は天性 謙沖にして、意 彼此無し。伏して望むに皇上（景泰帝） 朔望（一日・十五日）日、或いは節日に於いて一に南宮に幸し、羣臣を率いて上皇（英宗）に延安門に朝見し、以て連枝同氣の情を敘べ、以て尊隆崇奉の道を極めんことを。是れ即ち古の帝王の友弟の義なり……〔皇后位を退いた汪皇后の復位を願ひ出る〕……。臣（章綸） 伏して望むに皇上（景泰帝） 汪氏を正宮に復后すれば、皇子の大本は期せずして有り。六宮の儀範は期せずして正さる。而して國家の本・風化の原 自ずから四方に表正し、萬世に流傳す可き者なり。儲位に至れば亦た久しく虚しくす可からず。伏して望むに皇上（景泰帝） 同氣は猶子の義を推し、沂王に詔して儲位に復居さし、以て天下の本と爲さんことを。此の如くせば、則ち五倫 全備し、和氣 宮庭に充溢し、萬姓 愛戴し、歡聲 四海に洋溢す。〔そして〕殆ど天心 自から回り、災異 自ずから弭み、而して胡虜の不平も足れり（民國二十四年永嘉黃氏印本『敬鄉樓叢書』（第四輯之三）所収『章恭毅公集』卷之十二・「修德弭災疏」・十八葉～十九葉）。

宣宗宣德帝)の皇太后・太后の兩宮を尊奉(奉侍)し、問安(問好)・視膳(『禮記』文王世子にもとづく)の禮を修め、朔望(一日・十五日)節旦(元旦節日)に、親から南宮に詣り、羣臣を率いて朝見し、天顯(天の啓示)の愛を展<sup>のほ</sup>し、極めて厥の道を(『書經』康誥に「於弟弗念天顯、乃弗克恭厥兄」)を恭しくせんことを。又た念うに母儀は久しく虚しくする可からず。汪皇后の位を復正(正統に復活)するを念い、推して上皇(英宗)傳位の意を念わん。仍お沂王を立てて太子と爲せば則ち親愛 全備し、堯・舜も師たる可し。六宮(皇后)の儀範(禮法) 期せずして正され、震(『易』説卦に「震は……長子と爲し……」)とあるの體を繼ぐに出るは、期せずして毓<sup>そだ</sup>たん、と。上(景泰帝) 大いに怒り、夕に[章]綸を逮(逮捕)えて之を榜掠(拷打)し、[章綸を]引く大臣及び南城(英宗)に通ずるの狀を迫るも、竟に承せず。鍾同 先ず上言するを以て、并せて逮(逮捕)し、之を殺さんと欲す。會たま風霾(風塵があつて暗くなる)あり、少しく<sup>ゆるや</sup>間かなり(『國榷』卷三十一・「代宗景泰五年五月甲子(十四日)」条・一九七六頁～一九七七頁)。

①民國二十四年永嘉黃氏印本『敬鄉樓叢書』(第四輯之三)所取『章恭毅公集』卷之十二・「修德弭災疏」では、「孝義を敦くす」条とする。

景泰五年五月甲子(十四日)、禮部儀制郎中の章綸・監察御史の鍾同を錦衣衛の獄に下した。そもそも景泰帝の実子で皇太子になった懷獻太子が亡くなり、鍾同は婉曲に禮部に対して英宗の子のものと皇太子であった沂王を復活させることを願ひ出た。禮部尚書の胡濙などは、あえて皇太子のことに触れなかった。そこで、鍾同は、上疏して沂王の事を論じた。景泰帝は罰しようとはしなかった。たまたま、章綸が「修德弭災」疏で十四事(「天戒を畏る」・「變理に任ず」・「聖躬を養う」・「幸御を節す」・「儉約に務む」・「論政に勤む」・「孝義を敦くす」・「賞賚を慎む」・「名節を重んず」・「巡撫を革む」・「重臣を擇ぶ」・「異端を辨ず」・「貢獻<sup>しりぞ</sup>を卻く」・「冗官を汰す」)を論じた。その「天戒を畏る」条で、つぎのように述べた。それは、むかし伊尹 太甲に告げて「愛を立つるは惟れ親、敬を立つるは惟れ長。邦家に始まり、四海に終う」(『書經』伊訓)といい、孟子は「堯・舜の道 孝弟なるのみ」(『孟子』告子下)といいました。ほんとうに「孝弟」というのは、それが百孝の本・萬善の源であり、天子の庶民に加える道德教化や天下にしたがう所以であるからです。太上皇(英宗)は天下に君臨されること十四年で、これは、天下の父です。陛下(景泰帝)と本を合わし根を共にするものであり、これは氣を同じくする兄上です。陛下(景泰帝)は、上皇(英宗)の册封をお受けになられ、これは上皇(英宗)の臣下です。上皇(英宗)は拉致先より、書簡をお出しになり、皇位を景泰帝にお伝えになりました、これは天下をお授けになったということです。陛下(景泰帝)は尊んで[英宗を]太上皇帝とされました、これは天下の至尊のことです。[英宗は]幸いにして宮中にご帰還になられたことは、陛下(景泰帝)と天下の切なる願ひごとでありました。[景泰帝の]汪皇后は位を正し、その孝敬勤儉は中外に聞えておりました。陛下(景泰帝)は太子の生母の杭氏を皇后に変更されました、これは、「母は子を以て貴としと爲す」(『公羊傳』隱公元年)に従われたのでありましょ

う。なのに、思いもよらずその太子が亡くなってしまわれました。臣（章綸）が北極五星を見ましたところ、明大で吉祥でありました。これは後宮を復活させるの象でございます。天意は、陛下（景泰帝）に關雎（皇后の美德）のおわりを厚くし、夫婦の倫を正すことを欲しております。そこで、臣下の退朝のおりには、前皇帝陛下の皇太后・太后を尊奉し、問安・視膳の禮を尽されて、毎月の朔望（一日と十五日）および元旦・季節の節日には自身から南宮においでになり、群臣を率いて朝見し、天顯（天の啓示）の愛を展開し、その道を恭しくされることをお願い申し上げます。また、尊崇の道をお極めになるべきです。さらに、汪皇后の位をもとにおもどしになることを考えて、上皇（英宗）が皇位をお譲りになった意味をお考えになっていただきたい。そのうえ、沂王を皇太子の位に復帰させれば、親愛の情は完備することになり、堯・舜ですら〔景泰帝に〕師事することになりますでしょう。後宮はおのずと正され、震（長子）の體（皇位）を繼がれるかたは、期せずしてすこやかにお育ちになるでしょう、と。上（景泰帝）はたいへん怒り、夕方に章綸を逮捕して拷問し、上疏を手引きした大臣や南城（英宗）に通ずる事情を追求したが、とうとう自白しなかった。鍾同がさきに上疏したことから、いっしょに逮捕して、殺そうとした。たまたま風塵があつて暗くなったため、追求はゆるめられた、という。

なお、章綸・鍾同がこの時にはなんとか生き残ることができたのは商輅（字は弘載、号は素菴。永樂十二年二月二十五日～成化二十二年七月十八日。正統十年乙丑科（一四四五）の狀元）のおかげであるという。

〔景泰五年〕五月、力めて救わんと建言し、禮部郎中の章綸・監察御史の鍾同 外するの須臾なるを免る。

○按ずるに「言行録」并せて「行狀碑記」に〔以下のように〕云う。時に上（景泰帝）の立てる所の皇太子 遘疾殤殂するに因り、章綸 疏もて「修徳弭災十四事」を陳ぶ。其の一に謂う、上皇（英宗） 天下に君臨すること十有四年なり、是れ天下の父なり。陛下（景泰帝） 嘗て〔上皇（英宗）から〕冊封を受く、是れ上皇（英宗）の臣なり。宜しく群臣を率いて南宮に朝見し、以て同氣の至情を敦くし、沂王を儲位に復し、以て天下の大本を定めよ云云、と。上（景泰帝） 大いに怒る。會たま鍾同も亦た手疏して南宮に朝し、沂王を復して皇太子と為すを請う。俱に縛して錦衣衛の獄に下し、拷訊するも伏せず。復た炮烙の刑を加え、體 完膚無し。俱に外に瀆す。一日、朝退せんとするに、上（景泰帝） 公（商輅）を召して文華殿に至らしめ、左右を屏去し問うて曰く、章綸 這の厮（めしつかい）は禮無し。輕がろしく朝廷の大事を議す、と。公（商輅） 對えて曰く、章綸の言う所は只だ是れ朝廷 古の先帝王の道理に依着して行なわんことを要むのみ。恐らくは別意無し。必ずしも深く罪せず。若し他の性命を害せば、朝廷の體面を損なわん、と。上（景泰帝） 即ち鎮撫司の謝通に分付して曰く、章綸を將つて好生（じゅうぶん）に問い來れ、他の性命を害するを許さず、と。公（商輅） 亦た謝通に謂いて曰く、章綸・鍾同の言う所は是れ正理なり。朝廷も亦た怪意無し。須らく

之を善視すべし、と。是に於いて監守する者 日々瓦片を敲きて棋子を作り、二人と對し下る。常に温語を以て之を寛解す。是を以て須臾の臥するを免れるを得(商振倫編『明三元太傅商文毅公年譜』萬曆四十六年刻本・卷之二・十四葉～十五葉・「[景泰] 五年甲戌、公年四十一歳」条)。

景泰帝が立てられた皇太子は疾で若死にされたため、章綸が「修徳弭災十四事」疏を上奏した。その一条に「上皇(英宗)は天下に十四年の間君臨されました。これは天下の父でございます。陛下(景泰帝)は嘗て上皇(英宗)から冊封をお受けになられました。これ上皇(英宗)の臣でいらっしやいます。ですから、群臣を率いて南宮において上皇(英宗)に朝見され、ご兄弟の情を敦くし、上皇(英宗)の太子の沂王を皇太子に位に復し、以て天下の大本をお定めになれるべきです」云々とあった。上(景泰帝)は、たいそうお怒りになった。たまたま、鍾同も上皇(英宗)に朝見すること、それと太子の沂王を皇太子に位に復すことを願ひ出た。そこで、ともに錦衣衛の獄に下し、尋問したが何も自白しなかった。さらに、炮烙の刑を加え、痛めつけた。ふたりとも死に瀕した。ある日、商輅が退朝しようとする時、上(景泰帝)は文華殿に招いて左右を下がらせて質問した、「章綸などの輩は、軽々しく朝廷の大事を提案してきたのだが」と。商輅は、「章綸の言っていることは、ただ朝廷に古の帝王の道理に沿って行動してもらいたいと求めただけでございます。おそらくは[上皇(英宗)のためといったような]別の意味はございません。嚴罰になさらずともよいではありませんか。もしも、彼の命を奪うようですと、朝廷の体面を損なうことになってしまいます」と答えた。上(景泰帝)は、鎮撫司の謝通に「章綸をじゅうぶんに問ひただせ、彼の命を奪うことは許さない」と命じた。商輅もまた謝通に「章綸・鍾同の言う所は正論である。朝廷も怪しんでいない。よくこれを取り扱うように」といった。そのため監守たちは、瓦片を砕いて棋子を作り、章綸・鍾同と対局し、常に暖かい言葉をかけた。こういうわけで、すぐになくなってしまふことは免れた、というのである。

さらに、二ヶ月後の何日かまでははっきりしないが、景泰五年七月<sup>5)</sup>に廖莊(字は安止、号は東山・東山居士。江西吉水の人。永樂二年(一四〇四)～成化二年(一四六六)。宣德五年庚戌科(一四三〇)三甲九名の進士)が皇太子問題について上疏する。『國朝獻徵録』(卷

5) 『國權』(卷三十一・「代宗景泰五年七月庚戌朔」条・一九七九頁)は、景泰五年七月一日に掛けている。また、清・夏燮の『明通鑑』の「攷異」では、『明史』本紀や『資治通鑑綱目三編』などが、廖莊の上疏を景泰六年八月に掛けていることについて、つぎのようにのべる。

廖莊の上書は、『明史』本紀に「[景泰]六年八月」下に系く。蓋し廷杖・牽連の並びに記すに因るのみ。之を『明史』廖莊傳に證すれば「是の年七月に上書して報ぜられず。明年、母の憂いを以て京に赴き、勘合(出張証明書)を領するに、上(景泰帝)前疏を憶え、廷杖を命じ、並び封杖し章綸・鍾同を獄中に杖す」と。是れ[廖]莊の上書は「五年七月」に在りて、廷杖は「六年八月」に在るなり。『資治通鑑綱目三編』(卷七)亦た「[景泰]六年八月」下に類敘す。『資治通鑑綱目三編』の「質實」に云う、「明實録」に「廖]莊の上書は五年七月に在り、と。今、分かちて之を書す(清・同治十二年(一八七三)宜黃刊本『明通鑑』卷二十六・紀二十六・「景帝景泰五年秋七月」条「攷異」)。

三十七・南京禮部二・侍郎・十三葉) 所引の無名氏撰「南京禮部右侍郎廖公莊傳」によれば、ほぼつぎのような内容であった<sup>6)</sup>。

……景泰五年七月、災異あり。上(景泰帝) 詔もて言を求む。公(廖莊) 上疏す。其の畧に曰く、「臣(廖莊) 中朝(朝廷) に仕えること十餘年間なり。上皇(英宗) の歳時に朝臣をして東廊に謁賀せしめるを見る<sup>①</sup>。恩禮 隆洽(周然) たり。羣下 感動す。上皇(英宗) 今者南内に深居し、問安(問好)・侍養(奉養) の大聞(名聲) 曠闕(欠ける) す。〔これは〕忠愛・友悌の誼を篤くし、天心を慰めて和氣を召す所以に非ざるなり。且つ上皇(英宗) の子 宜しく其れ儒臣を親近し經義を講明し、以て國本を端しむべし。庶うに天下の臣民をして曉然と朝廷は天下の心に公なるを知らしめんことを」と。詞意 悲懇(悲痛で誠懇か気持ち) なるも、留中して、報ぜられず。明年(景泰六年)、内艱(母の喪) ありて入りて見ゆるに、會たま章[同]・鍾[綸] の二疏 入る<sup>②</sup>。上(景泰帝) 忽ち公(廖莊) の往年に疏有りて大いに二人に類するを念い、併せて三人を逮し、午門に杖す。〔廖莊は〕幸いに死せず、定羌驛丞に謫す……(『國朝獻徵錄』(卷三十七・南京禮部二・侍郎・十三葉) 所引の無名氏撰「南京禮部右侍郎廖公莊傳」)。

①この個所の読みは、『明史』(卷一百六十二・列傳第五十・「廖莊」) に「景泰五年七月上疏曰、臣曩在朝、見上皇(英宗) 遣使册封陛下(景泰帝)、每遇慶節、必令羣臣朝謁東廡、恩禮隆洽、羣臣皆感歎、謂上皇(英宗) 兄弟友愛如此」とあるのによる。

②すでに検討したように、章同・鍾綸の疏は、廖莊の疏よりも前に提出されている。一年あまり後に処罰が下されているので、「南京禮部右侍郎廖公莊傳」を書いた無名氏は、時間的なつじつまをあわせようとしたのであろうか。

景泰五年七月に災異があり、景泰帝は詔を出し直言を求めた。そこで廖莊は上奏した。其の大略は、「臣(廖莊) は朝廷に仕えること十余年になります。上皇(英宗) が季節ごとに臣下の者を派遣して陛下(景泰帝) に謁賀させたのを拝見しております。恩禮は完備しており、群臣は感動いたしました。上皇(英宗) は、いま南内にお住まいになり、ご挨拶や孝養を尽くすというすばらしいお話は聞き及びません。これでは、忠愛・友悌の誼しきを篤くし、天心を慰め

6) 『國朝獻徵錄』(卷四十六・刑部三・侍郎・二十二葉) 所引の袁袞「通議大夫刑部左侍郎贈刑部尚書謚恭敏廖公莊傳」もほぼ同じであるが、上疏を「景泰五年」とするのみで何月かは記されていない。

……景泰五年、上疏して南宮に朝謁す及び恩禮を上皇(英宗) に加えんことを請う。其の畧に曰く、臣(廖莊) 中朝(朝廷) に仕えること十餘年間なり。上皇(英宗) の臨朝して、使を遣りて邸邸を冊命(冊封) し、歳時(季節ごと) に朝臣をして東廊に謁賀せしむるを見る。恩禮 隆洽(周然) たり。羣下 感動す。今、上皇(英宗) 南内に深居し、問安(問好) 侍養(奉養) の大聞(名聲) 曠闕(欠く) す。〔これは〕忠愛・友悌の誼を篤くし、天心を慰めて和氣を召す所以に非ざるなり。且つ上皇(英宗) の子は、猶子(『禮記』檀弓上) なり。宜しく其れ儒臣を親近し經義を講明し、徳器を輔成し、以て國家の本を端し、以て天下の心を繫ぐべし、と。是に由りて旨に忤る。明年(景泰六年)、母憂に丁り、入りて見ゆるに、庭に撻を命ぜられ、幾んど死せんとす。明日、河州定羌驛丞に謫せらる……(『國朝獻徵錄』(卷四十六・刑部三・侍郎・二十二葉) 所引の袁袞「通議大夫刑部左侍郎贈刑部尚書謚恭敏廖公莊傳」)。

て和氣をいたすということにはなりません。また、上皇（英宗）の太子に儒臣を近侍させ経書を講義させ、国の大事を正されるべきです。臣民にはっきりと朝廷は天下の心に沿って公正であることをお示しになることを願い奉ります」というものであった。提案は、悲痛でねんごろであったものの、留めおかれたままになってしまった。明年の景泰六年に廖莊は母の喪にあたって、おりしも章同・鍾綸の疏が出された（実際には、廖莊の疏よりも前）。景泰帝は、たちまち廖莊の前年の疏の内容が章同・鍾綸に似ていることを思い出し、三人を逮捕し、午門において杖刑とした。廖莊は幸いにも亡くならず、定羌驛丞に謫せられた、という。

廖莊がこの上奏を行なった時には、何もなかったのであるが、景泰六年八月に廖莊が景泰帝に陛見すると、廖莊だけでなく、収監されていた章綸・鍾同もあらためて処罰された。

[景泰六年八月庚申（十七日）] 南京大理寺左少卿の廖莊を降して、陝西定羌城驛驛丞と為す。是れより先、[廖] 莊 皇儲を復せんことを請う。其の言 激切にして旨に忤く。是に及び母憂に<sup>あた</sup>了るを以て京に至り陛見す。帝 甚だ怒り、杖八十を陛前に命ず。死せず、遂に之を謫降（辺境に左遷する）す。時に禮部郎中の章綸（綸）・監察御史の鍾同も亦た先ず皇儲を言うを以て錦衣衛の獄に繋がる。因りて命じて獄に就きて併せて之を杖す。[章] 綸 幾んど死せんとし、[鍾] 同 竟に死す（『大明英宗法天立道仁明誠敬昭文憲武至德廣孝睿皇帝實錄』卷二百五十七・廢帝郕戾王附錄第七十五・廢帝郕戾王附錄第七十五・「景泰六年八月庚申（十七日）」条）。

景泰六年八月十七日に、南京大理寺少卿の廖莊を降格処分にして、陝西定羌城驛驛丞とした。そもそも、その前に、廖莊は、皇太子の復位を提案した。その言葉は激烈直截的で、旨（帝の指示）に背いたものであった。景泰帝は、たいそう怒り、宮殿の階段前での杖叩き八十を命じたが、亡くならなかった。そこで、廖莊を遠隔地に謫（左遷）した。この時、禮部郎中の章綸・監察御史の鍾同も皇太子の復位について提案したことで錦衣衛の獄に繋がれていた。そこで、獄内でいっしょに杖刑を行なった。章綸は死にはしなかったが、鍾同は亡くなった、という。

『國權』もつぎのように述べる。

[景泰六年八月] 庚申（十七日）、南京大理寺左少卿の廖莊を陝西定羌城驛驛丞に謫す。是れより先、[廖] 莊 [景泰帝が] 上皇（英宗）に朝し、沂王を[皇太子に] 復せんことを請う。上（景泰帝） 之を嫌（ひそかにうらむ）こと久し。[景泰六年八月に廖莊は] 母の喪もて京に赴き給驗さる。既にして朝見し、上（景泰帝） 大いに怒り、<sup>ただち</sup> 卽に陛前に杖八十す。併せて獄に在る禮部郎中の樂清 [出身の] 章綸・監察御史の永豊 [出身の] 鍾同を杖す。[鍾] 同 逾えて六日にして獄に死す（『國權』卷三十一・「代宗景泰六年八月庚申（十七日）」条・一九九七頁）。

景泰六年八月庚申（十七日）、南京大理寺左少卿の廖莊を陝西定羌城驛驛丞に謫（左遷）した。その前、廖莊は、景泰帝が上皇（英宗）に朝し、沂王を皇太子に復活させるようお願いした。景泰帝は、このことを久しくひそかにうらんでいた。景泰六年八月になって、廖莊は母の喪事の

ことで北京に赴き、勘合（出張証明書）を与えられた。そして陞見すると、景泰帝はおおいに怒り、階段前で杖叩き八十を行なわせた。あわせて、獄内の禮部郎中の樂清出身の章綸・監察御史の永豊出身の鍾同を杖叩きにした。鍾同は六日後に亡くなった、という。

談遷はこの条につきのようなコメントを付け加えている。

談遷 曰く、廖安止(廖莊)の復儲の請ありて一年可<sup>ばか</sup>りにして、始めて杖謫あり。帝(景泰帝) 豈に一日 之を忘れるや、間を待ちて發するや……(『國權』卷三十一・「代宗景泰六年 八月庚申(十七日)」条・一九九七頁)。

やはり、間隔が空きすぎていることを疑問視している。

ただ章綸の「贈大理寺丞前監察御史永豊鍾公墓誌銘」では、景泰帝が廖莊の陞見するのを待っていたからだという。

……是れより先、大理少卿の廖公莊(廖莊) 公(鍾同)と[章]綸の下獄するを見て、乃ち繼ぎて復儲の事を言う。當宁(皇帝) 其の切直なるを怒る。其の丁憂を以て陞見するを待ち、即ち朝堂に於いて大杖の八十ありて幾ど死せんとし、貶して陝西河州衛定羌城驛丞と爲す……(民國二十四年永嘉黃氏印本『敬鄉樓叢書』(第四輯之三)所収『章恭毅公集』卷之十二・「贈大理寺丞前監察御史永豊鍾公墓誌銘」・三十三葉～三十四葉)。

儲<sup>ちよけん</sup>罐(字は静夫、号は柴墟、諡は文懿。江蘇泰州の人。天順元年(一四五七)～正徳八年(一五一三)。成化二十年甲辰科(一四八四)二甲一名の進士)は、「書章恭懿公傳後」でつぎのようにコメントしている。

……是の時に當りて元臣・故老(舊臣) 猶お多く在列(在朝)するも、噤<sup>つゝ</sup>みて一語も無し。獨り章綸・鍾同 死を以て争う。帝(景泰帝) 怒り、之を獄に置き、死に濱す。或者謂う、帝(景泰帝)の意は他の在る所に有り、故に[章]綸を罪すること特に甚だし、と。是れ蓋し然らず。[章]綸の言う所 忌諱に觸れる者多し。帝(景泰帝) 此に于いて特に即<sup>ただち</sup>に處分せざるのみ。[景泰帝の子で皇太子となった]懷獻 既に薨じ、帝(景泰帝) 繼ぎて嗣有らず。故の太子を舍きて立てず、而して誰が立たんや。此れ理勢の必然なる者なり。時を異にして茂陵(憲宗成化帝) 手詔して、帝(景泰帝)の舊號を復す。辭旨 温厚なり……(嘉靖四年刻『柴墟文集』卷之十一・九葉～十葉・「書章恭懿公傳後」)。

また、廖莊がなんとか生き残ることができたのはやはり商輅の助言があったおかげであるという。

[景泰六年]八月、力めて救わんと建言し、南京大理寺少卿の廖莊 外するを免る。

○按ずるに「言行録」に[以下のように]云う。景泰乙亥(六年)秋、廖莊 上年の春に直言を雪(?)求するを以て曾て疏もて儲位の事を言いて、留中さる。今、内艱を以て闕に赴き勘合を給さるるに陞見す。上(景泰帝) 忽ち往日の疏の事を念い、錦衣衛に命じて午門の前に<sup>ひ</sup>拿きて杖八十とし、并せて章綸・鍾同を<sup>ひ</sup>拿きて各々杖一百とするも、仍お已まず。公(商輅)と監官の王誠と言いて曰く、天理 若し該死するならば、<sup>こ</sup>これ



等の棍 十の下るを須たず。且つ古より諫官を殺す者は不祥と為す。朝廷 此の如く事を行なえば、我等 何の顔ありて此に在らん、と。王誠 入りて奏し、上 (景泰帝) の意 乃ち釋く。[そして、廖 莊を定羌驛丞に謫 (左遷) す。[鍾] 同 獄中に舛し、敢て收葬する無し。[この時、鍾同は] 年三十二なり。[章] 綸は舛せず、乃ち禁錮さる (商振倫編『明三元太傅商文毅公年譜』萬曆四十六年刻本・卷之二・十六葉・「[景泰] 六年乙亥、公年四十二歳」条)。

廖莊は景泰六年春に広く直言を求められたことから、皇太子問題を奏上して、その提案は留めおかれた。景泰六年秋に母親の喪のため宮中に赴き証明書を給付されるのに際して、景泰帝に拝謁した。景泰帝は、前年の疏のことを思い、錦衣衛に命じて午門に引出し杖八十を加えさせ、同時に章綸・鍾同も引出して杖一百を加えさせたが、それで収まらなかった。そこで、商輅と宦官の王誠とは「天がこの三人を亡き者にしようとするならば、杖を十加える前までもないことでしょう。また、古より諫官を殺すのは不祥なこととされております。朝廷がこのようなことを行えば、我々は、どの顔でここにいることができますでしょうか」という。王誠が景泰帝に申し上げたところ、景泰帝のお気持ちは和らいだ。そして、廖莊は定羌驛丞に左遷とした。鍾同は獄中で亡くなり、收葬しようとするものはいなかった。章綸は亡くならず、禁錮に処された、という。

さらに、鍾同・章綸・廖莊の三人以外に、孟玘 (字は廷振、号は靜齊。福建閩縣の人。永樂十年一月十八日～成化三年九月二日。正統四年己未科 (一四三九) 二甲十三名の進士) が、皇太子の継承問題について提案した、とされる。

林俊の「廬州府知府孟公玘墓志銘」は、つぎのようにいう。

易儲の議は、章郎中綸 (章綸)・鍾御史同 (鍾同) 争いて尤も力む。[鍾] 同 杖死す。[章] 綸 死するも復た蘇り、之を獄に幽す。公 (孟玘) 繼ぎて言有り (『國朝獻徵録』(卷八十三・南直隸・知府・「孟玘」条・二十四葉) 所引の林俊「廬州府知府孟公玘墓志銘」)。太子の問題は、章綸・鍾同が争って提案した。鍾同は杖刑で亡くなった。章綸は、蘇生して、獄に幽閉された。孟玘はそれに続き立太子について提案した、という。

『横雲山人明史列傳彙』や『明史』は、この墓志銘を参考にしたのかもしれないが、

後に禮部郎の孟玘なる者有り、上疏して繼ぎて之を言う。帝 (景泰帝) 獨り罪せず (康熙五十三年『横雲山人明史列傳彙』列傳第四十二・鍾同附孟玘・十一葉)

[鍾] 同 下獄する時に方りて、禮部郎の孟玘なる者有り、亦た疏もて復儲の事を言う。帝 (景泰帝) 罪せず (『明史』卷一百六十二・列傳第五十・鍾同附孟玘)。

とある。ただし、いまのところ「實録」などには、この記事は見当たらない。また、孟玘が処分されたかどうかも分からない。

さらに、楊集 (字は浩然。江蘇常熟の人。景泰五年甲戌科 (一四五四) 二甲四十七名の進士) は、景泰帝に上疏しなかったものの、意見書を于謙に提出したという。王世貞は、『弇山堂別集』

(卷二十四・史乗考誤五)で陸容の『菽園雜記』を引用し、つぎのように述べる。

『菽園雜記』に言う(いまのところこれに該当する記事は見当たらない)。景泰五年、御史の鍾同・郎中の章綸 東宮を復せんことを合奏し、獄に下る。時に兵部の進士の楊集 書を以て于謙に上つる。畧に曰く、姦人の黄珙 易儲の説を進め、以て上意に迎合するは、本より死を脱するの計を爲すのみ。公等は國家の柱石なり。乃ち官僚の賞に戀して、後を善くする所以を思わざるを畧するか。二人の杖下に死するを脱して、公等は崇高を坐享(ただ享受するだけ)す。清義を奈何せん、と。[于]謙 以て王文に示すに、[王]文 曰く、書生 朝廷の法度を知らず。然れども膽氣有り。當に一級を進めて之を處すべし、と。遂に出して知安州に出す、と。[楊]集は、常熟の人、字は浩然なり。我朝の進士の知州に選せらるるは、此れに始まる(『弇山堂別集』卷二十四・史乗考誤五)。

『菽園雜記』に景泰五年、御史の鍾同・郎中の章綸が皇太子の復位を奏上し、獄にくだった。時に兵部の楊集は、于謙に書簡を送った。その内容は、姦人の黄珙が皇太子の変更を提案して、景泰帝に迎合したのは、死を脱するためでありました。公(于謙)等は國家の柱石でいらっしゃいます。官僚としての賞与に恋々として、後々のことをよくしようとするのを考えられないのでしょうか。鍾同・章綸の二人が杖刑で亡くなることを脱したところ、公(于謙)等は崇高を享受されるのみであります。清議をどのようにすればよいのでしょうか、というものであった。于謙は、その書簡を王文に示したところ、「書生は朝廷の法度を分かっておりません。ただ度胸はあります。官位を進めて処遇してやりましょう」という。とうとう安州の知州に転出した。楊集は、常熟の人で、字は浩然である。明朝で進士が知州になるのは、ここに始まる、という。

王世貞は、この条をつぎのように否定する。

按ずるに、楊集の事は國史・家乘(家譜) 聞かざる所なり。此れ有るに頼るのみ。然れども其の時の選法は何如なるか・王文端・忠肅 不少持否を知らず。「進士の知州に選せらるるは、此れに始まる」と謂うに至るは、恐らくは誤りなり。永樂中の劉綱 進士より陝西寧州知州に選せらる(『弇山堂別集』卷二十四・史乗考誤五)。

しかし、『國權』は『菽園雜記』の記事の内容を引用する。

進士常熟の楊集觀政兵部、于謙に上書して曰く、黄珙 易儲の説を爲し、死を脱するのみ。明公(于謙)は國家の柱石なり。乃ち官僚の貴きに戀して、後を善くする所以を思わざるか。章綸・鍾同の杖下に死するを脱して、公 崇高を坐享(ただ享受する)す。清義を奈何せん、と。[楊]集 謁選して六安州知州を得(『國權』卷三十・「代宗景泰五年五月甲子(十四日)」条・一九七六頁～一九七七頁)。

(つづく)

## (補注 1)

本稿(1)百四十八頁で欽定『明史』(乾隆四年〔一七三九〕刊本)の景帝紀論贊を引用した際、新たに編纂された『明史』本紀に言及できなかった。ここに改めて紹介したい。

そもそも、乾隆帝は、乾隆四年に成った『明史』本紀に疎略な箇所があったとして、乾隆四十二年(一七七七)に新しく「本紀二十四卷」を編纂させている。その新しい論贊では、景泰帝はつぎのように評価される。

贊に曰く、景帝 奉けたる命もて居攝(幼い皇太子に代わって政務を処理する)するは宜しきなり。愷徳(事態の差し迫る)の際に大難怵心(心を驚かせる)するに當りて、賢を任じ、政に勤む。宗社 再安なり。所謂ゆる「其れ亡びん、其れ亡びん」といいて、苞桑に繋ぐ(『易』否卦・九五爻辭<sup>①</sup>)者なるか。其の逾月に即位し、易儲に汲汲たり、[さらに、英宗を]南内に深く銅(とじこ)め、恩誼 愀然(冷淡)たり。終に輿疾(病気を抱えて車に乗る)もて齋宮にあるに于いて、小人 間に乗じて利を邀む。事 起こること倉猝なりて、克く令名を以て終わらず。惜しいかな(『明史』卷十一・本紀第十一・景帝紀・論贊)。

①『易』繫辭傳下に「子曰、危者、安其位者也、亡者、保其存者也、亂者、有其治者也、是故君子安而不忘危、存而不忘亡、治而不忘亂、是以身安而國家可保也、易曰、其亡其亡、繫于苞桑(子 曰く、危き者は、其の位に安んずる者なり、亡びる者は、其の存を保つ者なり、亂る者は、其の治を有つ者なり、是の故に君子は安くして危うきを忘れず、存して亡ぶを忘れず、治にして亂を忘れず、是を以て身は安くして國家は保つ可きなり、『易』に曰く、其れ亡びん、其れ亡びんといいて、苞桑に繋ぐ、と)」。

景泰帝は、命ぜられて幼い皇太子に代わって政務を処理したのは正しいことであった。事態が差し迫る際に、[誰もが]大難に驚くにあたって、賢者を任命し、政務に勤め、國家は再び安定した。これは『易』にいう「其れ亡びん、其れ亡びん」といいて、苞桑に繋ぐ」というものであろう。しかし、一ヶ月後には皇帝に即位し、自分の子を皇太子とするのに汲々とした。さらに帰還した英宗を南内に幽閉し、冷淡であった。そうして景泰帝が病を抱えて齋宮に居る時に、小人が間隙を突いて[英宗を復位させ]利益を求めた。この事はにわかには起こり、景泰帝はすぐれた評価を得て終えることができなかった、という。

欽定『明史』(乾隆四年〔一七三九〕刊本)とはほぼ同じような評価であるが、欽定『明史』の景帝紀論贊で、「大位を正し以て人心を繋ぐ。事の權にして其の正を得る者なり(皇帝の位に即き、人心をつないだ。これは時宜に応じた仮の対応であるが正しい行為であった)」としても、ここでは逆に否定的に評価される。

## (補注 2)

本稿(2)六十六頁～六十七頁にかけて引用した『萬曆野獲編』の

……天順[年間]の修理 工を畢るの時に當りて、趙榮を尙書にし、蒯祥・陸祥を侍郎とし、各々銀二十兩・紵絲二襲を賞す。[趙]榮[が尙書になったの]は楷書(楷書吏)を以てす。二侍郎は、一は木匠・一は石匠なり。三堂 俱に異途(非正規の科擧出身者)なり。笑う可し(『萬曆野獲編』卷二十四・畿輔・「南内」条)。

であるが、『實錄』の「景泰七年七月甲午(十五日)」条に、

[景泰七年七月甲午(十五日)]太僕寺少卿の蒯祥を陸して俱に工部右侍郎と爲し、仍お工匠を督せしむ……(『大明英宗法天立道仁明誠敬昭文憲武至德廣孝睿皇帝實錄』卷二百六十八・廢帝郕王附錄第八十六・「景泰七年七月甲午(十五日)」条)。

とあり、『國榷』の「景泰七年七月甲午(十五日)」条に、

甲午(日)、太僕寺少卿の蒯祥・陸祥 工部右侍郎と爲し、仍お工匠を督せしむ[蒯]祥は木工、[陸]祥は石工なり(『國榷』卷三十一・「代宗景泰七年七月甲午(十五日)」条・二〇一頁)。

とある。

また、『實錄』の「天順元年正月辛卯(十日)」条に、

[天順元年正月辛卯(十日)]工部左侍郎の趙榮を陸して本部尙書と爲す。戸部浙江司員外郎の劉本道を本部右侍郎と爲す。工部屯田司主事の吳復を通政司右通政と爲し、専ら柴炭を管せしむ。戸部右侍郎の陳汝言を調して兵部右侍郎と爲す。俱に太監の[英宗復辟の立役者の一人である曹]吉祥等 之を薦むればなり(『大明英宗法天立道仁明誠敬昭文憲武至德廣孝睿皇帝實錄』卷二百七十四・「天順元年正月辛卯(十日)」条)。

とあり、天順元年正月の時点で、趙榮は尙書に、蒯祥・陸祥は工部右侍郎となっていた。

すると、本稿(2)六十六頁～六十七頁の引用した『萬曆野獲編』は、

趙榮を尚書にし、蒯祥・陸祥を侍郎とし、各々銀二十兩・紵絲二襲を賞す（趙榮を尚書にし、蒯祥・陸祥を侍郎として、各々に銀二十兩・紵絲二襲を賞与した）。

ではなく、

尚書の趙榮、侍郎の蒯祥・陸祥に各々銀二十兩・紵絲二襲を賞す（尚書の趙榮、侍郎の蒯祥・陸祥にそれぞれ銀二十兩・紵絲二襲を賞与した）。

と理解しなければならないことになる。ここに訂正します。

また、『萬曆野獲編』で「天順〔年間〕の修理 工を畢えるの時に當りて」とあるのは、「實錄」によると、天順三年十二月癸亥（十五日）のことであろう。

[天順三年十二月癸亥（十五日）] 太監の黃順に銀三十兩・紵絲二表、都督僉事の趙輔・工部尚書の趙榮・侍郎の蒯祥と陸祥に各々銀二十兩・紵絲二表、裏内官の黎賢等に各々銀十兩・紵絲一表、裏内官の徐福・主事の彭璣に各々銀五兩・絹二疋を賜う。都指揮所丞等の官及び工作・軍士人等に各々銀鈔絹布を賞すること差有り。成造する南内の殿宇の工の完（おわ）りしを以ての故なり（『大明英宗法天立道仁明誠敬昭文憲武至德廣孝睿皇帝實錄』卷之三百十・「天順三年十二月癸亥（十五日）」条）。